舞鶴赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業 質問回答

回答日:令和3年8月27日

※いただいた質問の誤字等につきましては修正を加えております。

質問対象	質問内容	回答
公募設置等指針10ページ		パーク周辺一帯の範囲は、参考資料3国指定重要文化財 建造物舞鶴鎮守府倉庫施設保存活用計画P174図5.1.1「舞 鶴市赤れんが周辺等まちづくり実施計画」全体整備計画

	令和14年度の目標来場者数が150万人以上と設定されて	現在、赤れんがパー	ーク周辺一帯	の整備に取	り組んでお
	いますが、過去に、年間来場者数70万人程度で、駐車場	り、年間来場者数150	0万人の受け	入れが可能な	ば入路や駐
	の不足や出入り口部での大渋滞、空調の能力不足、トイ	車場、トイレ等の整体	備を予定して	おります。言	詳細な整備
	レの不足などの状況が見られたと聞きます。今回計画条	内容については、今後、昨今の社会情勢や管理運営事業			
公募設置等指針P11	 件となっている各基盤施設の内容で、その倍以上の来場	者の意見なども考慮し	しながら検討	大、整備してい	ハきます
成果目標について	 者を現実的にスムーズに処理できるのか危惧されます	┃ ┃が、整備の基本方針 ²	や全体・個別	 計画につい [*]	ては、公募
	が、市としての見解をお聞かせ下さい。	設置等指針P38 (ウ)			
		舞鶴赤れんが周辺等		-	- / 0(/ (
		(https://www.city.r			1022 html
			iiaizuru.kyot	0.jp/000000	4022.11(1111
)を参考下さい。			
	「文庫山施設」の宿泊施設としての再活用は可能でしょ	宿泊施設としての	再活用は可能	であると認	識しており
	うか?(建築基準法に基づく用途変更、賃貸借契約にお	ますが、運営事業者を	が行う改修や	運営方法の	倹討に当
公募設置等指針P13	ける転貸や旅館業への使用可否など)	たっては、建築基準流	去や旅館業法	などの法令	を遵守した
		計画として下さい。			
	文庫山施設(建物)の以前活用時(福祉施設利用)にお	過去(直近3ヵ年)(の光熱費等に	:つきまして(は以下のと
	ける、光熱費や維持費の明細についての情報を教えてい	おりとなります。			
	ただけませんでしょうか?				(\(\text{\text{H}}\) (\(\text{H}\)
公募設置等指針P13			H30年度	令和元年度	令和2年度
		燃料費	1,748,848	1,638,076	1,527,218
		光熱水費	2,999,317	2,581,435	2,494,715
		修繕費	886,064	222,480	638,660
		設備保守点検等委託料	2,371,741	2,324,696	2,024,695
L	<u> </u>	!			

	本公募事業の内容は、①「赤れんがパーク全体の指定管	今回の事業
	理による管理運営」、②「赤れんが3~5号棟及び周辺に	ます業務を一持
	おける公募設置管理制度による整備、回収、管理運	ただし、文庫
	営」、③「文庫山施設の整備、回収、管理運営」に分類	ております。
	されるものと思いますが、今回の公募については、①~	(参考:公募
人 公募設置等指針P14	③の事業毎の公募ではなく、①~③の全ての事業実施を	
	担う1法人(または1法人グループ)の公募という理解で	
	間違いありませんでしょうか?	
	(例えば、①~②の事業は実施せず、③の事業だけに応	
	募することも可能なのでしょうか?)	
	2号棟2階に入居するコワーキングスペースについて、水	コワーキング
	光熱費や電球等の消耗品、修繕、その他当該部分の施設	以降も赤れん7
	維持管理に係る対応および費用負担は、誰が担うことに	り、令和4年月
	なりますか。また、家賃を徴収することは可能ですか。	すが、現状の値
公募設置等指針P18		域内その他の場
移転の上存続させる		ありません。
		2 号棟 2 階 (

着募集は、公募設置等指針等に示しており -括して行っていただくものです。

「庫山及び文庫山施設の活用提案は任意とし

〔設置等指針P10~)

既存機能について

·グスペースの機能については、令和 4 年度 がパーク内に存続させることを予定してお 度中に2号棟への機能移転を計画していま)位置を含め、公募対象公園施設設置可能区 場所においての設置提案を妨げるものでは

2号棟2階に移転した場合、コワーキングスペースの 運営事業者への目的外使用許可による運営を想定してお ります。当該部分の施設維持管理に係る対応及び費用負 担については協定締結時に調整を行うこととなります。

(参考:公募設置等指針P18)

	(4)公募対象公園施設の使用料の額の最低額	3~5号棟については、公募設置管理制度(Park-
	赤れんが倉庫内で、現在使用している部分についての取	PFI)に基づく公募としており、応募提案において、公募
	り扱いについて家賃が発生するのは、市役所で、使って	対象公園施設設置可能区域内で、公募対象公園施設とし
	いない場所についてなのか、現在空きスペースを賃貸す	て活用いただける区域を提案いただきます。
	ると考えてよいのか	提案いただいた範囲において、都市公園法第5条に基
公募設置等指針18	例、4号棟のホールは必要な時(時間指定)だけかりるの	づく設置・管理許可により、整備、維持管理及び運営を
ページ	か、月次または年次の契約として借り、使用するのか	行っていただきますので、公募対象公園施設となる区域
	一棟借りの場合、倉庫部分の取り扱いはどうするのか	については、提案の内容に応じて現状の施設機能を廃
	5号棟を年間で借りた場合、倉庫として、市役所に貸して	止、移転することを想定しております。
	いることになりますが、この取り決めをどうするのか	
		現在運営されている事業者は、現指定管理者との契約
	飲食店は、令和4年4月以降も継続して営業される予定で	に基づき飲食店を運営されており、その契約は指定管理
公募設置等指針P18		期間の終了をもって終了します。今回の事業提案におい
	か?また、新しい別店舗へ営業を切り替えることは可能	て、新たな活用提案をしていただくことが可能です。
	でしょうか?	
	建物改装時における、舞鶴市としての規制内容の詳細に	国重要文化財であるため、4号棟を含め赤れんが倉庫
	ついて開示いただきたい	及びその周辺広場の活用提案については、参考資料3
4号館		「国指定重要文化財建造物舞鶴旧鎮守府倉庫施設保存活
		用計画」に従い、文化財を毀損しない形での利活用を提
		案して下さい。
		(参考:公募設置等指針P17)
4号館	運用規定について詳細を開示いただきたい。	詳細規定はございません。エリアの特性や事業目的等ご
		理解いただいた上で提案して下さい。

公募設置等指針P20	指定管理業務に係る管理運営費用の支払方法についての 規定(毎月支払、隔月支払、一括支払など)について確 認させていただけますでしょうか?	別添資料3-2「赤れんがパーク官民連携型賑わい拠点創出事業に関する年度協定書(案)(指定管理者制度)」に示しておりますとおり、指定管理料については、四半期ごとに請求いただくことを予定しております。
	ないと判断してよいか 自転車駐輪場占有料 自転車は軽車両であり、公園内で は走行はできないものと考えている。公園内に駐輪場の	になります。 利便増進施設の設置については、任意となりますの
公募設置等指針22ページ	文庫山及び文庫山施設について 説明会当日の視察で、雨漏りが多く見受けられた。 飲食店、宿舎にて利用するには、雨漏りの修繕は不可欠 である。指定管理者負担にて、修繕と説明があったが、 市役所の財産を指定管理者で、勝手に修繕して構わない 根拠をお教え願いたい。(大規模修繕でないので、構わ ないなど)	で、必要に応じて提案して下さい。 文庫山及び文庫山施設は普通財産であるため、提案のあった区域については、普通財産による貸付を想定しており、指定管理による運営管理の範囲外となります。 (参考:公募設置等指針P12、P22等)

	上	
	文庫山施設(建物)は現状での貸付とありますが、防火	防火設備(自動火災報知設備等)については、集会施
	設備や耐震状態などの安全面に関する現況はどのように	設の基準で整備されています。直近の防火設備点検にお
	なっていますでしょうか?	いて、指摘事項等はありませんでした。
	また、認定計画に基づきこれら防火設備や耐震状態への	耐震状況については、本建物は昭和55年竣工の旧耐震
公募設置等指針P22	調査・整備が必要となった場合の費用については、認定	基準となっております。耐震診断は未実施です。
公务以巨守旧则 I ZZ	計画提出者の負担になりますでしょうか?	文庫山施設については現状で貸付を想定した賃料等と
		なっております。事業者提案による改修に伴う、調査・
		整備・維持管理費用については事業者の負担となること
		を想定しております。
	賃貸借契約を締結する場合における、舞鶴市としての、	建物改築等に当たっては、市としての規定はございま
	建物改築等における詳細規定の開示をお願いしたい。	せんが、建築基準法等の法令を遵守の上、提案して下さ
文庫山		い。
		(参考:公募設置等指針P13)
	ᄝᄆᆝᇩᆈᅪᅺᆉᇭᆑᅌᇝᇜᆖᆂᅪᅈᇝᆡᆂᆝᆞ	ᆕᄱᄱᅌᅜᄼᅶᇇᆂᄔᄼᅟᆍᄔᄀᇬᄡᄴᅌᆂᄴᄆᅅᅉ
文庫山	運用上における詳細規定の開示をお願いしたい。	詳細規定はございません。エリアの特性や事業目的等
ノノナロ		ご理解いただいた上で提案して下さい。
	「応募者の資格」について、「法人」にて応募後、事業	応募登録をした法人が、公募設置等計画の提出時にお
	開始前後において「法人のグループ」へ変更することは	いて、新たに構成法人を追加しグループとすることは可
	可能でしょうか?	能です。
公募設置等指針P23		ただし、公募設置等計画受付後は、公募の公平性や、
		選定委員会において事業の実施体制についての審査を行
		うことなどから原則変更することはできません。
		(参考:公募設置等指針P32)

公募設置等指針32 ページ	ている点。舞鶴市内事業者を優遇すると。考えて良いか。 また、本店を有しているは、商業登記など、なにで、確 認するのか、納税実績でしょうか	評価項目として応募法人が舞鶴市内に本社・本店を有しているか、という項目を設けております。 上記につきましては、公募設置等計画を受け付ける際に提出いただく法人登記簿謄本等書類により確認させていただきます。 (参考:公募設置等指針P28.P29.P32図表13評価の項目、内容)
指定管理者業務仕様	すか。その際、現行の「京都府・市町村共同 公共施設 案内予約システム」を使用しないことは可能ですか。	約システムにより行っていただいており、原則、指定管 理施設となる2号棟については当該システムにより利用受
舞鶴赤れんがパーク 指定管理者業務仕様	指定管理業務における施設、設備等の保守点検等維持管理の区分については11頁に示されていますが、公募対象公園施設(3、4、5号棟)の保守点検等維持管理については、どのような区分になりますか。	公園施設として事業者より提案のあった区域について

	建物詳細図面の開示をお願いしたい。	竣工図(昭和55年)、下水道管接続工事完成図(平成
文庫山		11年)がございますが、図面の大きさや状態等により
		データ提供ができません。閲覧いただくことができます
八十日		ので、閲覧をご希望の方は舞鶴市企画政策課へお問合せ
		下さい。
	今回事業区域に面する海面または海面および海面上空の	当該地は、舞鶴港の港湾区域に該当するため、利用に
	利用について、制限があればお示しください。	伴う港湾占用には港湾管理者(京都府)への手続きが必
公園に隣接する海面		要になり、具体的な用途により占用料等が定められてお
について		ります。また、港湾法第37条の11に規定する船舶の放置
, , , ,		等を禁止する区域に指定されており、みだりに船舶を放
		置することが禁止されております。